

令和 7 年 12 月 3 日

第 6 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

12月3日（初日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字山海地内における交通事故））
- 日程第5 議案第64号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第6 議案第65号 南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第69号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第72号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第73号 南知多町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第74号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第75号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第76号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第77号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第78号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番 木藤 創 大

2番 橋本 由岐穂

3番 山本優作
5番 内田保
7番 服部光男
9番 吉原一治

4番 鈴木浩二
6番 石垣菊蔵
8番 藤井満久
10番 榎戸陵友

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	山本剛資	総務課長	鈴木和芳
防災交通課長	山下哲矢	税務課長	相川和英
企画財政課長	坂本圭志	建設経済部長	田中直之
建設課長	石黒俊光	まちなみ環境課長	田中達也
産業振興課長	奥川広康	水道課長	相川久紀
厚生部長	坂口増和	住民課長	山本有里
ふくし課長	宮地利式	健康こども課長	伊藤尊人
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
教育課長	富田和彦	成長戦略室長	山本剛
会計管理者 兼会計課長	内田純慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書記	松本満砂
書記	谷川和亮		

[開会 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

おはようございます。

傍聴者の皆様、寒い中、ありがとうございます。

本日は南知多町議会12月定例会初日を迎えました。今年も残すところ僅かとなりましたが、皆様方におかれましては日々業務に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

今年1年を振り返れば急速に変化する社会情勢の中で災害対応の強化や福祉、教育の充実、地域経済の安定といった複合的な課題に対して、皆様が一丸となって取り組んでこられた成果が多く見受けられます。我々議員も町民の皆様から寄せられた意見や要望を真摯に受け止め、議論を重ねてまいりました。本議会では、町民生活に直結する重要な課題については、しっかりとした議論を行い、実効性のある施策を打ち出していく所存でございます。皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしく願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありました。

また、教育委員会、教育長より、南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告の提出がありました。あわせて議案とともに送付しておりますので、御承知おきください。

ここで発言する方に申し上げます。聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、石垣菊蔵議員、7番、服部光男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、11月1日に開催されました第40回南知多町産業まつりについて御報告申し上げます。

産業まつりの当日は、町内の特産品をはじめ、姉妹都市である長野県下諏訪町や友好交流町である岐阜県八百津町の特産物販売など25団体から73ブースの参加をいただきました。

また、昨年度に続き土曜日の開催としましたが、来場者数は約1万人となっております。近年の日曜日開催と比べても多くの来客があり、盛大な産業まつりとなりましたことを感謝申し上げます。

次に、令和7年度の町防災訓練の実施につきまして御報告申し上げます。

町が実施する防災訓練を雨天により中止となった篠島地区を除く町内4地区で実施しました。9月から11月にかけて、地元区や自主防災会の役員の皆様、町議会議員の皆様などの御協力の下、479人の参加を得て行うことができました。

訓練内容は地区ごとに様々で、初期消火訓練、避難所居住スペース設置訓練などの体験型の訓練を実施したほか、内海地区では南知多中学校において避難所開設のための手順書と最低限必要となる資材を入れた箱、いわゆるファーストミッションボックスを使って施設の緊急点検の訓練を実施しました。

また、師崎地区では、避難者の受付をスムーズに行うための避難所受付システムを用いた実証実験を行いました。これらの訓練により、住民一人一人の防災意識や防災スキルを高めるとともに、地域防災力の向上に取り組をしました。今後も町と命を守る防災対策を推進してまいります。

最後に、南知多町におけるDX推進について御報告申し上げます。

南知多町では、現在、住民窓口サービスのDX推進を掲げ、デジタル技術を活用した窓口改革に向けた取組を進めております。9月25日には、南知多町と株式会社NTTドコモ東海支社との間で住民窓口サービスのDX推進に関し協定を締結しました。この協定は、NTTドコモ社員の方に南知多町DX推進パートナーとして活動をいただくことで、町の窓口業務におけるDXを民間の力を活用して進める取組であります。

この取組が進むことで、各種手続での待ち時間や申請書類の大幅な削減と職員の業務効率化が期待できます。町民と職員の双方にとりまして安心して使いやすい窓口とするため、南知多町DX推進パートナーの協力の下、窓口改革を丁寧に着実に進めてまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告1件及び人権擁護委員の推薦についてをはじめ15議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第7号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字山海地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し、和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するも

のであります。

議案第64号の人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を法務大臣に推薦したいため、議会の意見を求めるものであります。

議案第65号の南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、町の認可事業として位置づけられた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第66号の南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前協議等に関する条例の制定につきましては、産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等について定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置等が事業者及び関係住民等の理解の下に地域の環境への影響及び安全性の確保に配慮して行われることを促進し、もって町民の良好な生活環境の保全に資するため、条例を制定するものであります。

議案第67号の師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、師崎港観光センターを建設したことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第68号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、新たに制定する師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定に基づき、師崎港観光センターの指定管理者を指定する当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第69号の南知多町観光施設条例の一部を改正する条例につきましては、内海観光センターが新たに完成すること並びに師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例を新たに制定することに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第70号の南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、気象庁が発表する予報用語の変更及び消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的とした林野火災警報等の用語が新設されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第71号の南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町立中学校再編実施計画に基づき、南知多町立篠島中学校を南知多町立南知多町中学校へ統合することに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第72号の南知多町使用料条例の一部を改正する条例につきましては、南知多町総合体育館について、営利を目的として専用利用する場合に適用される使用料を見直すことで、その利用を促進するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第73号の南知多町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、職員が健康で安心して働ける環境の整備、適正な人員体制及びワーク・ライフ・バランスを実現するに当たり、令和7年12月に策定予定の定員管理計画を確実に実行するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第74号は、令和7年度南知多町一般会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億487万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4,761万3,000円とするものであります。

議案第75号は、令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,670万2,000円とするものであります。

議案第76号は、令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,552万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,985万円とするものであります。

議案第77号は、令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額に34万6,000円を追加し、6億8,583万2,000円とし、債務負担行為をすることができる事項に水質検査業務委託及び水道施設機器点検整備業務委託を追加するものであります。

議案第78号は、令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的収入の予定額に5万7,000円を追加し、1億1,721万8,000円に収益的支出の予定額に64万5,000円を追加し、1億1,678万9,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字山海地内における交通事故））

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字山海地内における交通事故））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、報告第7号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

南知多町大字山海地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し、和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告をさせていただきます。

1の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2の事故の概要につきましては、令和7年5月1日午後3時20分頃、職員が南知多町大字山海地内の駐車場において公用車を後退させる際に周囲の状況確認を怠り、公用車の後方を相手方の自家用車へ接触させ、相手方を負傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は19万6,194円で、和解の内容は、相手方に対し、事故に係る負傷の治療費その他の費用として損害賠償の金額を支払うこととするものであります。

今後におきましても、安全運転を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第64号 人権擁護委員の推薦について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第64号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第64号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。5ページでございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものであります。

今回5名の委員のうち、内海地区の百合草雅史さんが令和8年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、百合草雅史さんを再任で法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

百合草雅史さんは、現在会社役員を務めており、平成23年には内海中学校PTA副会長、平成24年度から平成28年度には内海中学校評議員を歴任され、令和5年4月1日から人権擁護委員を務められ、現在に至ります。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、人権擁護委員の推薦について1つだけ確認しておきます。

人権擁護委員法の6条の6号では、平等に推薦をすると、そういうふうな規定が出されております。今回の南知多町の人権擁護委員は5地区からの推薦を基本とする、そのような推薦というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

国の人権擁護委員定数規定による人口区分の定数を参考に、従前より5人の方をお願いしており、5地区から1人ずつの推薦を基本としております。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第64号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第65号 南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第65号 南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第65号 南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、制定理由の御説明を申し上げます。

9ページの制定理由の説明を御覧ください。

1の制定の理由であります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、町の認可事業として位置づけられた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容であります。

(1)趣旨は、法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める規定で、第1条関係であります。

(2)乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、令和7年内閣府令第1号の基準に定めるとおりとする規定で、第3条関係であります。

(3)余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める愛知県の条例等に定められる基準によるものとする規定で、第4条関係であります。

3の施行期日については、令和8年1月1日であります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第66号 南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、議案第66号 南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議

等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第66号 南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

データの17ページ、制定理由の説明を御覧ください。

1の制定の理由であります。

産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等について定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置等が事業者及び関係住民等の理解の下に、地域の環境への影響及び安全性の確保に配慮して行われることを促進し、もって町民の良好な生活環境の保全に資するため、条例を制定する必要があるからであります。

次に、2の制定の主な内容であります。

(1)事前協議書の提出に関する規定といたしましては、ア、事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等をしようとするときは、産業廃棄物処理施設設置等事業事前協議書を町長に提出しなければならないものとする。

イ、事前協議書の提出は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る法令等に基づく許可、認可等の申請または届出をしようとする前に行わなければならないとするもので、以上、第4条関係でございます。

(2)意見交換会の開催に関する規定といたしましては、ア、事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等について関係住民等の理解を得るため、関係住民等に対して当該産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の内容について説明し、意見を交換する意見交換会を開催しなければならないものとする。

イ、事業者は意見交換会を開催したときは、その日から30日以内に当該意見交換会において関係住民等が提示した意見の要旨、それに対する事業者の見解その他規則で定める事項を記載した書面を町長に提出しなければならないとするもので、以上、第5条関係であります。

(3)町長との協定の締結等に関する規定といたしましては、事業者は意見交換会もしくは追加意見交換会が終了したとき、関係住民等と協定を締結したとき、または意見の調整が行われ、意見が一致した事項があったときは、それらの内容を踏まえ、町長と生

活環境の保全に関する協定を締結しなければならないとするもので、第9条関係であります。

(4)指導、勧告及び命令に関する規定といたしましては、ア、町長は、この条例に違反する行為により地域の環境が損なわれ、または損なわれるおそれがあると認めるときは、当該違反行為をする者に対し、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の中止その他必要な措置を講ずべきことを指導し、または勧告することができるものとする。

イ、町長は、指導または勧告を受けた者がその指導または勧告に従わないときは、期限を定めて事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の中止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとするもので、以上、第14条関係であります。

次に、3の施行期日等であります。

(1)施行期日は、令和8年4月1日であります。

(2)経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に愛知県知事への申請等が行われている場合または申請等を要しない産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物処理施設の設置等が行われている場合は、この条例の規定は適用しないとするものであります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第66号、産業廃棄物事前協議等に関する条例について、若干4点についてお伺いします。

まず第1点目ですが、基本は事前協議としております。4条の2で申請等を要しない産業廃棄物処理施設というのがあります。これはどのような施設を想定しているのか。

2点目、7条関係で関係住民等の協定締結もできるようになっております。この等とは何を指しているのか。

それから、3点目です。

7条関係の協定締結で、関係住民とは関係区及び複数の関係区の単位を想定していると考えていいのか、その範囲を教えてください。

4点目、業者に対して、事業終了時に産業廃棄物処理施設の撤去に関する原状回復義務条項がありません。事前協議書の中にこれは入れるものなのか、もしくは14条の町長の命令で実施させるものなのか、4点についてお伺いします。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの議案質疑通告書に対しまして答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、産業廃棄物処理施設で設置許可の必要がないケースにつきましては、廃棄物及び清掃に関する法律第15条に規定する産業廃棄物処理施設のうち、処理施設の種類、処理する廃棄物の種類及び処理能力を全て満たしていない処理施設となります。許可を要する産業廃棄物処理施設を設置する場合にあっても、例えば、汚泥の脱水処理施設については、1日当たり、これは実稼働時間が8時間で計算いたしますが、処理能力が10立方メートル未満の施設は許可が不要とされています。

また、処理能力10%未満の増大または減少など環境省令で定める軽微な変更については、変更許可を要しないとされております。

2つ目につきましては、条例案第7条に規定する関係住民等とは、条例案の第2条第1項第6号に規定するとおり、産業廃棄物処理施設の設置等に伴い、環境の保全上支障が生ずるおそれがある住民として、町長が条例施行規則第4条で定める者をいいます。

具体的には、条例施行規則第4条第1号には、関係地域内に住所を有する者、第2号には、関係地域内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体、第3号には、関係地域内にその区域の一部または全部があるため池及び用水路、施設等の管理者、第4号には、関係地域内にその区域の一部または全部がある農業団体、第5号には、事業用地に隣接する土地の所有者、第6号には、前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める個人または団体を規定しております。

3つ目につきましては、条例案第2条第1項第5号に規定する関係地域内の範囲の関係住民等となるため、必ずしも区を単位とするものではございません。関係地域とは、産業廃棄物処理施設の設置等に伴い、環境保全上の支障が生ずるおそれがある地域とし

て町長が規則で定める地域を指します。

具体的には、規則案の第3条第1号には、焼却施設にあってはブルーム式等の大気拡散式から推定される最大着地濃度出現予想距離のおおむね2倍の地点を含む地域として地形等を勘案して定める。

第2号には、最終処分場にあっては、産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業場の用に供する土地の中心からおおむね2キロ以内の地域とし、地形等を勘案し定める。

第3号には、前2号に規定する施設以外の施設にあって、事業用地の中心からおおむね半径500メートル以内の地域とし、地形等を勘案し定めるとしておりますので、この3つの項目に該当する方が関係住民となります。

4つ目につきましては、愛知県産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第8条には、産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者は、産業廃棄物処理施設の設置及び変更の許可等に係る計画の内容を周知させるため、説明会を開催しなければならないとの規定があります。しかしながら、関係住民への計画内容に関する情報提供が設置等の許可申請後の告示によってのみ行われているほか、説明会の内容についても関係住民に対し広く周知する規定がないなど、住民に対する情報提供が不足していると考えております。

このような理由から、事前協議等についてを定めた本条例の制定を行うものであって、あくまで産業廃棄物処理施設の設置等の許可権者は愛知県知事となりますので、事業終了時の施設の撤去に係る原状回復義務の条項を定めることや、事前協議書にもその旨の項目は設けておりませんし、町長が原状回復の命令を出せるものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号の件については、文教建設委員会に付託

することに決定しました。

日程第 8 議案第 67 号 師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第 8、議案第 67 号 師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第 67 号 師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例につきまして、制定理由の説明を申し上げます。

データの 25 ページ、制定理由の説明を御覧ください。

1 の制定の理由は、師崎港観光センターを建設したことから、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるからであります。

次に、2 の制定の主な内容であります。

- (1) 設置に関する規定は、第 2 条関係であります。
- (2) 使用の許可に関する規定は、第 5 条関係であります。
- (3) 特定使用施設に関する規定は、第 7 条関係であります。
- (4) 使用料に関する規定は、第 8 条関係であります。
- (5) 指定管理者による管理に関する規定は、第 17 条関係であります。

次に、3 の施行期日等であります。

- (1) 施行期日は、令和 8 年 1 月 1 日であります。

ただし、第 17 条第 1 項、附則第 2 項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行するものであります。

- (2) 準備行為であります。次のページを御覧ください。

ア、第 17 条第 1 項の規定による指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができるとするものであります。

イ、第 18 条第 1 項の規定により新たに利用料金を指定管理者の収入として収受させる

場合における同条第2項の手續については、この条例の施行の日前においても行うことができるとするものであります。

(3)南知多町使用料条例の一部改正は、別表第1を削除するものであります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第67号、師崎港観光センター設置管理条例について、1点だけ質問いたします。

附則の4、南知多町使用条例の師崎港観光センターの事務室1の15万2,400円から倉庫の3の2万3,000円までの使用料は、どのような基準が妥当だとしてつくられたものでしょうか。

さきの古い使用料を上乗せしたのかどうか、そこら辺についてお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま内田議員からの質疑通告書に対しまして答弁をさせていただきます。

各事務室の使用料につきましては、2本立てとなっております。まずは、師崎港観光センター建設に要した費用を事務室ごとの面積に応じて案分しまして、その金額を償還年数で割り、さらに月割りして算出したものに港湾占用料を面積案分したものをそれぞれ加算して算出しております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第68号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの28ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、新たに制定する師崎港観光センター設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定に基づき指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるからであります。

次に、2の指定の内容であります。

(1)管理を行わせる公の施設は、師崎港観光センターであります。

(2)指定管理者となる団体は、南知多未来パートナーズ株式会社であります。

(3)指定の期間は、令和8年1月1日から令和27年12月31日までであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第68号の公の施設の指定管理者の指定について、2点お伺いします。

まず1点目ですが、矢作地所の芝山氏は代表としております。今は事務所はまるはの

近くの住宅にあります。今後、この師崎港観光センター内に事務所を構えるのでしょうか。

2点目、指定管理状況について、毎年の実績報告等の状況はどのようにされるのか、この2点についてお伺いします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま内田議員からの質疑通告書につきまして答弁させていただきます。

まず、御質問1つ目につきましては、師崎港観光センター内での事務所は構えませんが、トラブル、緊急時等の事案が発生した場合につきましては、指定管理者に連絡が入り対応する体制を取る予定となっております。

2つ目につきましては、師崎港観光センター周辺整備運営事業の契約書に基づき、維持管理運営業務に対して日報を取りまとめた月次報告書並びに四半期ごとの業務報告書及び年度報告書を受領いたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第69号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第69号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第69号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの31ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、内海観光センターが新たに完成すること並びに師崎港観光センターの設置及び管理に関する条例を新たに制定することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

次に、2の改正の内容であります。

(1)観光施設に内海観光センターを追加する改正で、別表第1関係であります。

(2)観光施設から師崎港観光センター及び師崎港観光センター附属施設を削除する改正で、別表第1関係であります。

(3)内海観光センターを利用する場合の許可に関する改正で、第3条関係であります。

次に、3の施行期日は、令和8年1月1日であります。

なお、提案理由の説明の次のページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第69号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの35ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、気象庁が発表する予報用語の変更及び消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的とした林野火災警報等の用語が新設されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

次に、2の改正の主な内容は、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に修正し、林野火災予防を目的とした林野火災警報等の新設用語を追加する改正で、第14条関係であります。

次に、3の施行期日は、令和8年1月1日であります。

なお、提案理由の説明の次のページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第70号 南知多町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、2点お伺いします。

まず第1点目ですが、南知多町で火入れを届出し、許可している実態の件数はどれだけあるのでしょうか。

それから、2点目ですが、もしこの条例ができて許可申請のない事例があった場合、

どのように指導をしていくつもりでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま内田議員からの質疑通告書につきまして御答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、許可している件数につきましては、条例施行以後、現在に至るまで申請書を受理し、許可をした事例は一度もございません。

しかしながら、火入れ対象となる行為が一定程度存在すると認識しております。その中で、今年2月26日に発生しました岩手県大船渡市林野火災の教訓を踏まえ、本町においても、より一層、林野火災対策の推進について取り組む必要がありますので、今後、森林法に基づく火入れに該当する事案については、火入れをする方に許可申請書を提出していただくよう、周知の強化を図ってまいります。

続いて、2つ目の御質問につきまして、許可申請のない火入れが通報等により判明した場合には、職員が速やかに現地に向かい状況を確認した上で、まず火入れ行為を中止するように依頼するとともに、条例に基づき事前に許可が必要であることを説明いたしまして、今後必ず許可申請を行うよう指導いたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第70号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例についての件

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの39ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、南知多町立中学校再編実施計画に基づき、南知多町立篠島中学校を南知多町立南知多中学校へ統合することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、南知多町立篠島中学校を廃止し、南知多町立南知多中学校へ統合するもので、別表関係でございます。

3の施行期日は、令和9年4月1日から施行するものでございます。

なお、提案理由の説明の次のページに新旧対照表が添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第71号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例について、2点お伺いします。

先日の議員との懇談会、協議会の中でも若干説明がありましたが、2点お願いしたいと思います。

1点目ですが、篠島中の令和9年度からの廃止、統合に向けてどのような保護者、子どもたちの懸念や心配が特にあったのか、それをお答えください。

それから2点目ですが、もし令和9年度に廃校するとして、その後にこの施設はどのように利用されるのか。篠島小学校の施設として一部利用できるものもあるように思い

ますけれど、どのようなお考えなのか。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員の質疑通告書につきまして答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、保護者との意見交換会の中で出た意見としましては、通学に関する懸念や心配がありました。例えば荒天時の船の欠航や遅れに対する連絡方法ですとか、通学バスの運行時などに地震などの災害が起こった場合の避難場所の確認、避難訓練の実施などの質問もありました。

2つ目につきましては、篠島小学校につきましては、現在も既に篠島中学校の特別教室を使用しており、公共施設再配置計画においても、篠島中学校が統合された場合、篠島小学校として利用する方針であるため、令和9年度に篠島中学校が廃止となった場合、篠島小学校を篠島中学校へ移転することを検討していく予定であります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第71号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時27分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第13 議案第72号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第72号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第72号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの43ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、南知多町総合体育館について、営利を目的として専用利用する場合に適用される使用料を見直すことで、その利用を促進するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、営利を目的として専用利用をする場合の使用料を減額する改正で、別表第4関係であります。

3の施行期日等です。

(1)の施行期日は、令和8年4月1日であります。

(2)の経過措置としまして、この条例による改正後の南知多町使用料条例別表第4の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

なお、提案理由の説明の次のページに新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第72号、南知多町使用料条例の一部改正について質問をいたします。

まず1点目ですが、営利目的の10を乗じたから3に乗じたに変わる目的は何でしょうか。利用実績がないからそうするのでしょうか。

2点目ですが、入場料金を徴収しというふうな言い方は、100円でも入場料金として3倍の対象とするのでしょうか。

この2点についてお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員からの質疑通告書につきまして答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、議員のおっしゃるように現行の入場料を徴収して専用利用する場合と営利を目的として専用利用する場合、ともに少なくとも過去3年間利用実績がありませんので、提案理由の説明にもありますように営利を目的として専用利用する場合の使用料を減額することで利用の促進を図るものであります。

2つ目につきましては、議員お見込みのとおりで、100円でも入場料を徴収すれば3を乗じて得た額をいただくこととなります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第72号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第73号 南知多町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第73号 南知多町職員定数条例の一部を改正する条例についての件を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第73号 南知多町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの47ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、持続可能で質の高い行政サービスを提供するためには、職員が健康で安心して働ける環境を整備し、適正な人員体制とワーク・ライフ・バランスを実現することが急務であり、これを実現するに当たり、令和7年12月に策定予定の定員管理計画を確実に実行するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)職員の定数の改正で、第2条第1項関係であります。

続いて、(2)休職中の職員等の取扱いに関する規定の整備で、第2条第2項関係であります。

3の施行期日等は、公布の日であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第73号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第74号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、議案第74号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第74号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの49ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億487万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4,761万3,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正は、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、第3条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

第4条は、地方債の補正で地方債の追加及び変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

データの少し飛びまして、57ページを御覧ください。57ページになります。

3. 歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は2,561万3,000円の増額補正でございます。

庁舎等維持管理費は、物価高騰や使用量の増加等で不足が見込まれる光熱水費を増額するものでございます。

庁舎等整備事業費は、現在実施している保健センター外壁タイル等の補修に係る追加費用を増額補正するものでございます。

次に、6目検査管財費は2,726万1,000円の増額補正でございます。

これは、令和8年度に予定している公共施設の解体工事に先立ち、施設内に残存している廃棄物等を処理するため、増額するものでございます。

次に、9目電算管理費は485万1,000円の増額補正でございます。

委託料は、篠島・日間賀島のADSL回線の利用停止に伴う回線切替作業を行うため

の費用、備品購入費は、地方公共団体情報システムの標準化、移行後に使用する圧着機を購入・設置するため、増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、3目国民年金費は96万2,000円の増額補正でございます。

これは、税制改正に伴う国民年金及び年金生活者支援給付金システム改修に係る費用及び年金生活者支援給付金事務交付金の令和6年度分の超過交付に伴う返還金を増額するものでございます。

次に、6目介護保険費は422万2,000円の増額補正でございます。

これは、介護給付費の増額補正に伴い、一般会計負担分を介護保険特別会計へ繰り出す費用を増額するものでございます。

次のページ、58ページを御覧ください。

次に、7目障害者福祉費は1,479万2,000円の増額補正でございます。

これは、自立支援医療給付費の増額及び令和6年度の障害者自立支援給付費などの精算に伴う返還金を増額するものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は28万7,000円の増額補正でございます。

これは、過年度分の児童手当県費負担金の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

次に、2目児童運営費は102万3,000円の増額補正でございます。

保育所一般管理費は、物価高騰や使用量の増加等で不足が見込まれる光熱水費の増額及び過年度分の子ども・子育て支援交付金等の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

子育て支援センター・どんぐり園事業費は、物価高騰や使用量の増加等で不足が見込まれる光熱水費を増額するものでございます。

次に、3目児童福祉施設整備費は256万9,000円の増額補正でございます。

これは、かるも保育所と大井保育所の危険箇所の修繕工事を緊急に行うため、増額するものでございます。

次に、4目妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業費は18万4,000円の増額補正でございます。

これは、令和6年度出産・子育て応援交付金（伴走型支援分）精算に伴う返還金を増額するものでございます。

次のページ、59ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は525万1,000円の増額補正でございます。

これは、過年度分の感染症予防事業費等国庫負担金等の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

次に、4 目母子衛生費は16万9,000円の増額補正でございます。

これは、令和6年度母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

次に、5 目知多南部衛生組合費は1,290万7,000円の減額補正でございます。

これは、令和6年度知多南部衛生組合分担金の精算により減額するものでございます。

次に、2 項清掃費、1 目じん芥処理費は434万円の増額補正でございます。

これは、日間賀島エコステーション設置による利便性向上により、草木や資源ごみの島外搬送量の増加に伴う委託料及び日間賀島最終処分場閉鎖に向けて、遮水シート補修の工事費を増額するものでございます。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費は48万3,000円の増額補正でございます。

これは、農地利用最適化交付金が当初見込みを上回ったため、農地利用最適化推進委員等へ活動・成果実績報酬を増額するものでございます。

次のページ、60ページを御覧ください。

7 款1 項商工費、2 目商工業振興費は75万8,000円の増額補正でございます。

これは、明治安田生命保険相互会社から産業まつりへの寄附金をいただいたため、その分を産業まつり推進協議会へ支払う補助金へ増額するものでございます。

次に、5 目師崎港観光センター周辺整備運営事業費は1,590万3,000円の増額補正でございます。

これは、師崎港観光センター建設工事及び立体駐車場建設工事の物価上昇による増額費用及び立体駐車場の料金ゲートの変更に伴う師崎港駐車場のプリペイドカードの残額の返還金を増額するものでございます。

次に、8 款土木費、5 項都市計画費、1 目都市計画総務費は186万円の減額補正でございます。

これは、地籍業務調査委託の一部工程を省略可能と判明したため、委託料を減額補正するものでございます。

次に、9款1項消防費、2目非常備消防費の8万5,000円、4目の災害対策費の36万8,000円の増額補正は、物価高騰や使用量の増加等で不足が見込まれる光熱水費を増額するものでございます。

次のページ、61ページを御覧ください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の135万5,000円、3項中学校費、1目学校管理費の125万3,000円、5項保健体育費、3目体育施設費の150万6,000円は、物価高騰や使用量の増加等で不足が見込まれる燃料費及び光熱水費の増額補正でございませう。

4目給食施設費の640万6,000円は、物価高騰や使用量の増加等で不足が見込まれる光熱水費及び物価高騰に伴う賄材料費の不足分を増額するものでございませう。

次のページ、62ページを御覧ください。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費は、一般財源530万円の減額、町債530万円の増額の財源更正でございませう。

これは、9月に発生した台風15号で被害を受けた篠島の土砂崩れに対する復旧費の財源を更正するものでございませう。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

データのほうは少し戻りまして、55ページを御覧ください。55ページになります。

2の歳入でございませう。

10款1項1目地方交付税は1億1,850万4,000円の増額補正であります。

これは、令和7年度分の普通交付税の確定に伴い、当初予算計上額との差額分を増額するものでございませう。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は254万4,000円の増額補正でございませう。

これは、歳出で御説明しました障害者自立支援医療費に対する国の負担分でございませう。

3項委託金、2目民生費委託金は95万7,000円の増額補正でございませう。

これは、歳出で御説明しました税制改正に伴う国民年金及び年金生活者支援交付金システム改修に係る費用に対する国の負担分でございませう。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は127万2,000円の増額補正でございませう。

これは、障害者自立支援医療費に対する県の負担分でございませう。

2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金は 9 万 6,000 円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました農地利用最適化交付金に対する県補助金を増額するものでございます。

次に、17 款 1 項寄附金、2 目商工費寄附金は 75 万 7,000 円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました明治安田生命保険相互会社から産業まつりへの寄附金を増額するものでございます。

次のページ、56 ページを御覧ください。

18 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は 4,285 万 9,000 円の減額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整として減額するものでございます。

4 目師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金は、1,590 万 3,000 円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました師崎港観光センター周辺整備運営事業費の増額に伴い、繰入金を増額するものでございます。

次に、21 款 1 項町債、7 目消防債は 240 万円の増額補正でございます。

これは、防災行政無線再送信無線機取替工事の財源として、交付税措置のある地方債で調達する見込みが立ったため、起債限度額を増額するものでございます。

次に、10 目災害復旧債は 530 万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました篠島の土砂崩れに対する復旧費の財源として増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

データのほうは少し戻りまして、51 ページの右の表を御覧ください。

第 2 表、繰越明許費補正の表でございます。

庁舎等整備事業費は、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための予算措置でございます。

次のページ、52 ページを御覧ください。

第 3 表、債務負担行為補正の表でございます。

一番上、議会だより「みなみちた」印刷から右の表の一番下、学校給食配送業務委託事業までの 16 の事業について、令和 8 年度から円滑に事業を開始するため、今年度中に契約ができるよう債務負担行為を設定するものでございます。

次のページ、53ページの左の表を御覧ください。

第4表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債限度額の追加及び変更でございます。

次に、データのほう少し飛びまして、63ページから64ページを御覧ください。

今回、設定をお願いします債務負担行為の調書となります。

次のページ、65ページを御覧ください。

地方債現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和7年度末現在高見込額は60億9,986万4,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第74号、一般会計補正予算（第3号）について、それぞれの課ごとに質問をいたします。

まちなみ環境課関係ですが、離島ごみ処理で最終処分場管理業務委託は125万円となっております。これをどの業者に委託していますか。

それから、2つ目、離島草木業務委託217万円は、これもどの業者に委託していますか。

それから、3つ目です。

都市計画管理費の地籍業務調査委託料が186万円少なくなっております。これはなぜでしょうか。どの地域の委託料だったのでしょうか。

次に、産業振興課関係です。

1つ目、先ほど説明があった産業まつりの補助金に75万円が寄附されたそうですが、これは何に利用したのでしょうか。

それから2つ目、観光センターの整備運営費の使用料還付金は、どこに還付するんで

しょうか。

それから、教育課関係です。

先ほどの教育費の関係で水光熱費の物価高騰があったということは、これは分かりました。

一つ、運動公園の維持管理もこれ光熱水費という形になっていますが、これは水と光分だけで29万6,000円と考えていいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの議案第74号、一般会計補正予算（第3号）、議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁させていただきます。

まず、まちなみ環境課分について答弁いたします。

御質問1つ目、離島最終処分場管理業務委託料の増額補正について、契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで有限会社大井毎日と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約するものでございます。

2つ目、離島草木運搬業務委託料の増額補正につきまして、契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、有限会社大井毎日と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約するものでございます。

3つ目、地籍業務調査委託料は、大規模災害時の災害復旧、復興の迅速化を目的として実施するもので、今年度は4つの工程を行う予定をしておりました。そのうち、調査区域の測量を実施するための基本となる地籍図根三角点を設置し、測量を実施するC工程について、現地調査の段階で都市部官民境界基本調査の基本三角点を利用して次の工程が行えることが判明し、4工程のうち1つ、C工程が不要になったことから186万円の減額補正を行うものであります。

なお、実施地域につきましては、豊浜字下大田面地内で豊浜小学校の周辺地域となります。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

続きまして、産業振興課所管分について答弁をさせていただきます。

御質問1つ目、寄附金75万円につきましては、テントのレンタルや設置・撤去、ステージの設営費など、産業まつりの運営に必要な経費全般に活用させていただいております。

次に、2つ目、使用料還付金は、師崎港駐車場プリペイドカードが料金システムの変更により使用できなくなったため、残金分を購入された関係者に返金するものです。

返金該当者は、知多厚生病院、知多南部消防組合、水道課、福祉課、教育課となっております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

最後に、教育課所管分について答弁させていただきます。

運動公園の維持管理費の光熱水費につきましては、議員お見込みのとおり、水道代と電気代を合わせた金額であります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第74号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第75号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第75号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

議案第75号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

66ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,670万2,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

69ページを御覧ください。

下段の3. 歳出であります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は36万1,000円の増額補正であります。

これは、令和6年度に愛知県から交付されました保険給付費交付金（特別交付金）の精算に伴う超過交付金の返還に係る経費を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入であります。

5款1項繰越金、1目その他繰越金は36万1,000円の増額補正であります。

これは、前年度の繰越金で歳出補正予算の財源となるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第75号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第76号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、議案第76号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

議案第76号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

70ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,552万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,985万円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

74ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費は1,781万円の増額補正であります。

その下、2項1目支援（介護予防）サービス等諸費は1,110万1,000円の増額補正であります。

これは、当初見込んだ介護サービス等諸費、支援（予防介護）サービス等諸費が利用者増などの理由により必要額を超える見込みとなったため、増額補正するものであります。

次に、75ページを御覧ください。

2段目になりますが、2款保険給付費、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は365万6,000円の増額補正であります。

その下、4項1目高額医療合算介護サービス等費は55万4,000円の増額補正でありま

す。

これは、利用者負担が高額になったときに支給されるもので、自己負担額の限度額を超える受給者が増加したことにより、当初見込んだ高額介護サービス費などが必要額を超える見込みとなったため、増額補正するものであります。

その下、5項1目特定入所者介護サービス等費は240万1,000円の増額補正であります。

これは、入所施設における低所得者の食費・居住費に対して給付を行うものであり、当初見込んだ特定入所者支援（介護予防）サービス等費が受給者増などの理由により必要額を超える見込みとなったため、増額補正をするものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

2ページ戻っていただきまして、73ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

1段目の2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金から、5段目の6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては、それぞれ歳出で御説明いたしました保険給付費の増額に伴う国・支払基金・県・町の負担分に応じた財源の増額補正となります。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は792万3,000円の増額補正であります。

これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第76号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第77号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、議案第77号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第77号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの76ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款水道事業費用に34万6,000円を追加し、その総額を6億8,583万2,000円とするものであります。

これは、ポンプ場などの水道施設に係る電気料の増加に対応するため、増額補正するものであります。

次に、第3条、債務負担行為につきましては、令和7年度南知多町水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加するものであります。

水質検査業務委託の期間を令和8年度までとし、その限度額を688万4,000円と定め、次の水道施設機器点検整備業務委託の期間を令和8年度までとし、その限度額を1,485万円と定めるものであります。

これらの委託業務は、令和8年4月1日から1年間を通じて実施するため、令和7年度中に契約を締結する必要があり、今回追加するものであります。

なお、次のページから83ページまでに令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点だけお伺いします。

水道事業会計補正予算で83ページですが、収益的収支の支出分で配水及び給水費として18. 動力費で配水池・ポンプ場の電気料38万円としております。これは全ての配水池・ポンプ場でかかった総電気費用というふうに考えてよろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（相川久紀君）

総電気、全ての電気費用ではありません。不足する電気料を38万円と見込んでおります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第77号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第78号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、議案第78号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第78号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの84ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款漁業集落排水事業収益に5万7,000円を追加し、その総額を1億1,721万8,000円とするものであります。

これは、消費税及び地方消費税還付金の増加に対応するため、増額補正するものであります。

次に、支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款漁業集落排水事業費用に64万5,000円を追加し、その総額を1億1,678万9,000円とするものであります。

これは、漁業集落排水施設である管渠の維持管理に必要な修繕費の増加及び日間賀島浄化センターの維持管理に必要な電気代の増加に対応するため、増額補正するものであります。

次に、第3条につきましては、予算第4条本文括弧書き中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「311万1,000円」を「276万5,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,100万9,000円」を「1,135万5,000円」に改めるものであります。

これは令和6年度決算の確定に伴い、補填財源を調整するものであります。

なお、次のページ以降に令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会

に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第78号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 11時27分]